

社会福祉法人あまーち 役員等報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人あまーち（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の理事、評議員の報酬は、支給しないものとする。

(2) 監事に対しては、評議委員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(3) 支払い方法については監査終了後2週間以内に振り込むものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。〈ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。・・「職員給与規定」による通勤手当や旅費支弁との重複がないよう、留意する。〉

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償—交通費の実費相当額とする

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償—交通費の実費相当額とする。

(3) (1)(2)の支払い方法については、年度の評議員会が終結して2週間以内一括して現金もしくは振込みとする。

(改 廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1、この規則は、2017年4月1日から施行する。

2、この規則は、2020年3月1日から施行する。